

第13回定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時	平成30年5月24日（木曜日）午前10時 （受付開始は午前9時を予定しております。）
場所	東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 会議室 （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役12名選任の件	4
第3号議案 監査役4名選任の件	12
第4号議案 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	15
【添付書類】	
事業報告	19
連結計算書類	52
計算書類	54
監査報告	56

株主総会では試供品はお配りいたしません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社
セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役社長 井 阪 隆 一

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成30年5月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようにご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

後記の「電磁的方法による議決権行使のご案内」（60頁）をご参照のうえ、上記行使期限までに電磁的方法により議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項**第1号議案** 剰余金の処分の件**第2号議案** 取締役12名選任の件**第3号議案** 監査役4名選任の件**第4号議案** 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件**4. 招集にあたっての決定事項**

- (1) 書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。また、電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、会社の新株予約権等に関する事項、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.7andi.com/ir/stocks/general.html>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して、監査役が監査した事業報告、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本定時株主総会招集ご通知の添付書類記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております会社の新株予約権等に関する事項、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表も含まれております。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.7andi.com/st.html>）に掲載させていただきます。
 - ・株主総会では試供品はお配りいたしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、利益向上に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。1株当たり配当金につきましては、目標連結配当性向40%を維持しつつ更なる向上を目指してまいります。内部留保につきましては、成長事業投資とのバランスを勘案しながら柔軟な資本政策を実施してまいります。

期末配当に関する事項

第13期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金45円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は39,805,520,040円となります。

これにより、中間配当金45円を含めました当期の年間配当金は、1株につき90円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年5月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員（13名）の任期が満了となります。
つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	い さ か り ゅ う い ち 井 阪 隆 一 (昭和32年10月4日) ※ 15,212株 再任 在任期間：9年0ヶ月	昭和55年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 同社取締役（現任） 平成15年5月 同社執行役員 平成18年5月 同社常務執行役員 平成21年5月 同社代表取締役社長 同社最高執行責任者（COO） 当社取締役 平成28年4月 当社指名・報酬委員会委員（現任） 平成28年5月 当社代表取締役社長（現任） 当社執行役員社長（現任） (重要な兼職の状況) * 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役 * 7-Eleven, Inc.取締役
	【取締役候補者とした理由等】 当社および当社グループ会社の取締役として培ったグループ経営に関する幅広い知見を有しており、当社が目指す多様な業態を持つ小売グループとしての総合力を活かした新規事業の創出と既存事業の活性化の推進によるグループ企業価値の最大化に活かしていただきたいため。	

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	ごとうかつひろ 後藤 克 弘 (昭和28年12月20日) ※ 14,640株 再任 在任期間：12年8ヶ月	平成元年7月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成16年5月 同社常務取締役 同社常務執行役員 平成17年9月 当社取締役 当社最高管理責任者（CAO） 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂（新設会社）常務取締役 同社常務執行役員 平成18年5月 同社取締役 当社常務執行役員 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 平成21年8月 株式会社そごう・西武取締役 平成23年4月 当社システム企画部シニアオフィサー 平成26年11月 当社情報管理室長 平成28年4月 当社指名・報酬委員会委員（現任） 平成28年5月 当社代表取締役副社長（現任） 当社執行役員副社長（現任） 当社管理部門、オムニチャネル管掌 平成29年6月 株式会社セブン銀行取締役（現任） 平成30年3月 当社デジタル戦略推進本部長（現任） （重要な兼職の状況） * 株式会社セブン銀行取締役
	【取締役候補者とした理由等】 当社および当社グループ会社の取締役として培った経営管理に関する幅広い知見を有しており、当社が目指すグループ機能の高度化（高付加価値サービスの提供とコスト削減を目指した管理部門の統合）および新規戦略としてのデジタル戦略等に活かしていただきたいため。	

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	いとう じゅんろう 伊藤 順 朗 (昭和33年6月14日) ※ 3,173,003株 再任 在任期間：9年0ヶ月	平成2年8月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 同社取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成19年1月 同社常務執行役員 平成21年5月 当社取締役（現任） 当社執行役員 当社事業推進部シニアオフィサー 平成23年4月 当社CSR統括部シニアオフィサー 平成27年5月 株式会社ヨークベニマル監査役 平成28年5月 当社グループ関係会社管掌 平成28年7月 当社関係会社部シニアオフィサー 平成28年12月 当社常務執行役員（現任） 当社経営推進室長 平成29年3月 株式会社イトーヨーカ堂取締役（現任） 平成30年3月 当社経営推進本部長（現任） (重要な兼職の状況) * 株式会社イトーヨーカ堂取締役
	【取締役候補者とした理由等】 当社および当社グループ会社の取締役として培ったESG（環境・社会・ガバナンス）に関する幅広い知見を有しており、当社が目指す非財務面を含む企業価値の向上、かつ、グループ経営の円滑な遂行に活かしていただきたいため。	
4	あい はら かつ たね 粟飯原 勝 胤 (昭和31年8月6日) ※ 3,100株 再任 在任期間：1年0ヶ月	平成元年2月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成18年1月 当社システム企画部CVSシステムシニアオフィサー 平成26年3月 当社執行役員（現任） 当社システム企画部シニアオフィサー 当社システム戦略室シニアオフィサー 平成28年7月 当社事業システム企画部シニアオフィサー 平成28年12月 当社システム管掌 平成29年5月 当社取締役（現任） 平成30年3月 当社システム戦略部シニアオフィサー（現任） 株式会社セブン・イレブン・ジャパン執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 該当ありません。
	【取締役候補者とした理由等】 当社の執行役員として培ったシステムに関する幅広い知見を有しており、当社グループ会社の情報システムの強化に活かしていただきたいため。	

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	やまぐち きみよし 山 口 公 義 (昭和32年11月8日) ※ 1,000株 再任 在任期間：1年0ヶ月	昭和56年4月 株式会社西武百貨店（現株式会社そごう・西武）入社 平成23年5月 当社執行役員（現任） 当社広報センターシニアオフィサー 平成28年12月 当社コーポレートコミュニケーション管掌 平成29年5月 当社取締役（現任） 当社社長室長（現任） 平成30年3月 株式会社そごう・西武取締役（現任） （重要な兼職の状況） ＊株式会社そごう・西武取締役
	【取締役候補者とした理由等】 当社の執行役員として培った広報に関する幅広い知見を有しており、当社グループ会社の新規ビジネスの開拓等に活かしていただきたいため。	
6	ながまつ ふみひこ 永 松 文 彦 (昭和32年1月3日) ※ 5,000株 新任	昭和55年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成16年5月 同社執行役員 平成26年3月 株式会社ニッセンホールディングス代表取締役副社長 平成27年3月 当社執行役員（現任） 平成29年5月 当社人事企画部シニアオフィサー 平成29年12月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン執行役員 平成30年3月 当社人事企画本部長（現任） 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役（現任） 株式会社セブン&アイ・フードシステムズ取締役（現任） （重要な兼職の状況） ＊株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役 ＊株式会社セブン&アイ・フードシステムズ取締役
	【取締役候補者とした理由等】 当社の執行役員および当社グループ会社の取締役として培った人事等に関する幅広い知見を有しており、当社グループ会社の人事戦略に活かしていただきたいため。	

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	ふるや かず き 古 屋 一 樹 (昭和25年1月13日) ※ 12,700株 再任 在任期間：2年0ヶ月	昭和57年5月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成12年5月 同社取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成16年5月 同社常務取締役 同社常務執行役員 平成18年5月 同社取締役 平成19年5月 同社専務執行役員 平成21年5月 同社取締役副社長 平成28年5月 同社代表取締役社長（現任） 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） *株式会社セブン・イレブン・ジャパン代表取締役社長 *7-Eleven, Inc.取締役会長
	【取締役候補者とした理由等】 当社グループ会社の取締役として培ったフランチャイズビジネスに関する幅広い知見を有しており、当社が目指すグループ機能の高度化（調達、物流、商品開発、販売等における、マーチャンダイジング面でのシナジー効果の追求）に活かしていただきたいため。	
8	ジョセフ・マイケル・デビント (昭和37年11月3日) ※ 6,000株 再任 在任期間：3年0ヶ月	平成7年9月 Thornton Oil Corporation入社 平成11年6月 同社上級副社長C.O.O 平成14年3月 7-Eleven, Inc.入社 同社部長 平成15年4月 同社副社長オペレーション本部長 平成17年12月 同社取締役社長C.E.O（現任） 平成22年8月 Brinker International, Inc.取締役（現任） 平成27年5月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） *7-Eleven, Inc.取締役社長C.E.O *Brinker International, Inc.取締役
	【取締役候補者とした理由等】 米国の当社グループ会社の取締役として培ったフランチャイズビジネスに関する幅広い知見を有しており、当社取締役会における国際的な観点からの助言、および、当社のグローバル経営の推進に活かしていただきたいため。	

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
9	つき お よし お 男 月 尾 嘉 男 (昭和17年4月26日) ※ 0株 再任 社外 独立 在任期間：4年0ヶ月	昭和63年8月 名古屋大学工学部建築学科教授 平成元年4月 東京大学生産技術研究所第5部客員教授 平成3年4月 東京大学工学部産業機械工学科教授 平成11年4月 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 平成14年12月 総務省総務審議官 平成15年4月 株式会社月尾研究機構代表取締役（現任） 平成15年6月 東京大学名誉教授 平成26年5月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） *株式会社月尾研究機構代表取締役 【社外取締役候補者とした理由等】 長年にわたるメディア政策の専門家としての経験と知識を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を当社の経営に活かしていただきたいため。
10	い と う く に お 雄 伊 藤 邦 雄 (昭和26年12月13日) ※ 0株 再任 社外 独立 在任期間：4年0ヶ月	平成4年4月 一橋大学商学部教授 平成14年8月 一橋大学大学院商学研究科長・商学部長 平成16年2月 一橋大学副学長・理事 平成17年6月 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役（現任） 平成18年12月 一橋大学大学院商学研究科教授 平成20年4月 一橋大学大学院商学研究科MBAコース・ディレクター 一橋大学大学院商学研究科シニア・エグゼクティブ プログラム・ディレクター 平成24年6月 住友化学株式会社社外取締役（現任） 平成25年6月 小林製薬株式会社社外取締役（現任） 平成26年5月 当社社外取締役（現任） 平成26年6月 東レ株式会社社外取締役（現任） 平成27年1月 一橋大学CFO教育研究センター長（現任） 平成27年4月 一橋大学大学院商学研究科特任教授（現任） 平成28年3月 当社指名・報酬委員会委員長（現任） （重要な兼職の状況） *一橋大学大学院商学研究科特任教授 *曙ブレーキ工業株式会社社外取締役 *住友化学株式会社社外取締役 *小林製薬株式会社社外取締役 *東レ株式会社社外取締役 【社外取締役候補者とした理由等】 長年にわたる大学教授としての会計学、経営学等の専門的な知識を有しており、他社における社外役員としての豊富な経験、適切な監督機能等を当社の経営に活かしていただきたいため。

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
11	よね むら とし ろう 米 村 敏 朗 (昭和26年4月26日) ※ 0株 再任 社外 独立 在任期間：4年0ヶ月	昭和49年4月 警察庁入庁 平成17年8月 警視庁副総監 平成20年8月 警視総監 平成23年6月 常和ホールディングス株式会社社外監査役 平成23年12月 内閣危機管理監 平成26年2月 内閣官房参与 平成26年5月 当社社外取締役（現任） 平成26年6月 常和ホールディングス株式会社（現ユニゾホールディングス株式会社）社外取締役（現任） 平成28年3月 当社指名・報酬委員会委員（現任） (重要な兼職の状況) *ユニゾホールディングス株式会社社外取締役
	【社外取締役候補者とした理由等】 警視総監や内閣危機管理監等の要職を歴任された経験を有しており、その幅広く高度な経験、見識等を当社の経営に活かしていただきたいため。	
12	ひがし てつ ろう 東 哲 郎 (昭和24年8月28日) ※ 0株 新任 社外 独立	昭和52年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成2年12月 同社取締役 平成6年4月 同社常務取締役 平成8年6月 同社代表取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役会長 平成25年4月 同社代表取締役会長兼社長 平成27年6月 同社代表取締役社長 平成28年1月 同社取締役相談役（現任） (重要な兼職の状況) *東京エレクトロン株式会社取締役相談役
	【社外取締役候補者とした理由等】 東京エレクトロン株式会社代表取締役会長兼社長等の要職を歴任された経験を有しており、企業経営者としての幅広く高度な経験、見識等を当社の経営に活かしていただきたいため。	

- (注) 1. 当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において、代表取締役、取締役、監査役および執行役員（以下、「役員等」といいます。）の指名および報酬等について審議することにより、社外役員の知見および助言を活かすとともに、役員等の指名および報酬等の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。「指名・報酬委員会」では、審議対象に、取締役の職務の執行を監査することを職責とする監査役候補者の指名も含まれていること、および取締役会の諮問機関たる同委員会における適正手続の確保を重視しているため、社外監査役でない監査役1名および社外監査役1名がオブザーバーとして、関与しております。
2. **新任**は新任取締役候補者、**再任**は再任取締役候補者であります。
3. **社外**は社外取締役候補者、**独立**は東京証券取引所の定める独立役員である取締役候補者であります。
4. 在任期間は、本総会終結の時における在任期間を示しております。
5. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

6. 月尾嘉男、伊藤邦雄、米村敏朗および東哲郎の各氏は、社外取締役候補者の要件を満たしております。また、各氏は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等ではありません。
7. 伊藤邦雄氏が社外取締役に就任しております曙ブレーキ工業株式会社において、平成27年11月に不適切な会計処理の事実が発覚し、調査委員会による調査が行われました。なお、結果として、業績に与える影響は軽微であったため決算の訂正は行われておりません。同氏は、当該事実について事前に認識しておりませんでしたが、日頃から同社の取締役会において内部統制の整備やコンプライアンス機能の強化について提言を行っており、当該事実発覚後は、再発防止のための助言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。
8. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。社外取締役候補者の就任または再任が承認された場合、当社は各社外取締役候補者と当該契約を締結または継続する予定であります。
9. 月尾嘉男、伊藤邦雄および米村敏朗の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、また当社の定める社外役員の独立性基準も満たしております。
10. 当社は、東哲郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であり、また同氏は、当社の定める社外役員の独立性基準も満たしております。
11. 上記各候補者の略歴等は、平成30年4月13日現在のものです。

第3号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって現任監査役4名の任期が満了となります。
つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位および重要な兼職の状況
1	たにぐちよし たけ 谷 口 義 武 (昭和33年3月13日) ※ 700株 新任	平成22年9月 当社入社 平成27年1月 株式会社セブン・イレブン・ジャパンFC財務部総括マネジャー 平成29年12月 同社執行役員（現任） 同社FC財務部長 平成30年3月 同社経理部長（現任） (重要な兼職の状況) 該当ありません。
	【監査役候補者とした理由等】 当社および当社グループ会社の財務・経理部門を担当し、財務・会計に関する豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識等を活かして、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与していただきたいため。	
2	ルディー かず こ (本名：桐山 和子) (昭和23年10月10日) ※ 0株 再任 社外 独立 在任期間：4年0ヶ月	昭和47年9月 シカゴ大学会計監査室 昭和55年3月 タイム・インク タイムライフブック部門 ダイレクトマーケティング本部長 昭和58年12月 ウィトン・アクトン有限会社（現ウィトン・アクトン株式会社） 代表取締役（現任） 平成23年6月 日本ダイレクトマーケティング学会副会長（現任） 平成25年4月 立命館大学大学院経営管理研究科教授 平成26年5月 当社社外監査役（現任） 平成27年6月 トップパン・フォームズ株式会社社外取締役（現任） 平成28年4月 立命館大学大学院経営管理研究科客員教授 (重要な兼職の状況) *ウィトン・アクトン株式会社代表取締役 *トップパン・フォームズ株式会社社外取締役
	【社外監査役候補者とした理由等】 マーケティング論の専門家として豊富な経験と知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識等を活かして、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与していただきたいため。	

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位および重要な兼職の状況
3	はら かず ひろ 原 一 浩 (昭和29年2月25日) ※ 0株 新任 社外 独立	昭和58年8月 監査法人中央会計事務所入所 昭和60年3月 公認会計士登録 平成19年7月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成28年5月 公認不正検査士登録 平成28年7月 原公認会計士事務所所長(現任) 平成28年11月 税理士登録 原一浩税理士事務所所長(現任) 平成29年9月 一般社団法人はらコンサルティングオフィス代表理事(現任) (重要な兼職の状況) *公認会計士 *公認不正検査士 *税理士
4	いな ます みつこ 稲 益 三 子 (昭和51年3月15日) ※ 0株 新任 社外 独立	平成12年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 服部法律事務所入所(現任) (重要な兼職の状況) *弁護士 【社外監査役候補者とした理由等】 弁護士として、法務に関する豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識等を活かして、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与していただきたい。

- (注) 1. 当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において、代表取締役、取締役、監査役および執行役員(以下、「役員等」といいます。)の指名および報酬等について審議することにより、社外役員の知見および助言を活かすとともに、役員等の指名および報酬等の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。「指名・報酬委員会」では、審議対象に、取締役の職務の執行を監査することを職責とする監査役候補者の指名も含まれていること、および取締役会の諮問機関たる同委員会における適正手続の確保を重視しているため、社外監査役でない監査役1名および社外監査役1名がオブザーバーとして、関与しております。
2. 新任 は新任監査役候補者、再任 は再任監査役候補者であります。
3. 社外 は社外監査役候補者、独立 は東京証券取引所の定める独立役員である監査役候補者であります。
4. 在任期間は、本総会終結の時ににおける在任期間を示しております。
5. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

6. 谷口義武氏は、株式会社セブン・イレブン・ジャパンの執行役員経理部長を、平成30年5月23日をもって退任する予定であります。
7. ルディー和子、原一浩および稲益みつこの各氏は、社外監査役候補者の要件を満たしております。また、各氏は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等ではありません。
8. 当社は、各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。社外監査役候補者の就任または再任が承認された場合、当社は各社外監査役候補者と当該契約を締結または継続する予定であります。
9. ルディー和子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、また当社の定める社外役員の独立性基準も満たしております。
10. 当社は、原一浩および稲益みつこの両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であり、また両氏は、当社の定める社外役員の独立性基準も満たしております。
11. 上記各候補者の略歴等は、平成30年4月13日現在のものであります。

第4号議案 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社執行役員ならびに当社主要子会社の取締役および執行役員に対する報酬制度に関しては、既に退職慰労金制度を廃止し業績連動型報酬制度を導入いたしておりますが、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを負うことで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等

(1) 本株主総会決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

本株主総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の数は、1,350個を上限とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本株主総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権については、金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という）は、当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の総数は、135,000株を上限とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円として、これに対象株式数を乗じた金額とする。
- ③ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割り当てる日の翌年の2月末日より、当該割当日の翌日から30年を経過する日までとする。
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イに記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得事由および条件
イ 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
ロ 当社は、新株予約権者が下記⑨に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
ハ 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする）による承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

上記⑥に準じて決定する。

リ 新株予約権の行使の条件

下記⑨に準じて決定する。

⑧ 端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨ 新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ロ 新株予約権者は、上記イの規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ハ 新株予約権者は、上記イの規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ニ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

ホ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記への契約に定めるところによる。

ヘ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑩ その他新株予約権の細目等

上記①から⑨までの細目および①から⑨まで以外の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

添 付 書 類

事 業 報 告（平成29年3月1日から 平成30年2月28日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における国内経済は、政府の景気対策等の効果もあり緩やかな景気回復基調で推移したものの、海外では地政学的リスクが顕在化するなどの影響が見られました。

また、小売業を取り巻く環境は夏場および10月の天候不順の影響を大きく受け、個人消費におきましては依然として先行き不透明な状況が続いており、お客様の選別の目は一層厳しくなっております。

このような環境の中、当社グループは「信頼と誠実」「変化への対応と基本の徹底」を基本方針に掲げ、中長期的な企業価値向上と持続的な成長の実現に取り組んでおります。

当連結会計年度におきましては、様々な社会環境の変化やお客様の心理変化を捉え、付加価値の高い商品および地域の嗜好に合わせた商品の開発を推進するとともに、接客力の向上に取り組んでまいりました。

グループのプライベートブランド商品である「セブンプレミアム」やグループ各社のオリジナル商品につきましては、新商品の開発を推進するとともに、既存商品のリニューアルを積極的に実施することで品質の更なる向上と新しい価値の提案を図りました。「セブンプレミアム」におきましては、平成19年5月の発売開始から10周年を迎え、これを機に「更なる品質の向上」「新たな価値の創造」「新領域への挑戦」の3つの方針を新たに掲げ、ますます多様化するお客様ニーズに対応してまいります。

なお、当連結会計年度における「セブンプレミアム」の売上は、1兆3,200億円（前年度比14.8%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社の連結業績は以下のとおりとなりました。

営業収益は、スーパーストア事業や百貨店事業等が減収となったものの、国内・海外コンビニエンスストア事業等の増収により6兆378億1千5百万円（前年度比3.5%増）となりました。

営業利益は、海外コンビニエンスストア事業や専門店事業等の増益により3,916億5千7百万円（前年度比7.4%増）、経常利益は3,907億4千6百万円（同7.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,811億5千万円（同87.2%増）となり、連結会計年度としてそれぞれ過去最高の数値を達成いたしました。

株式会社セブン・イレブン・ジャパンと7-Eleven, Inc.における加盟店売上を含めた「グループ売上」は、11兆482億1千5百万円（前年度比4.0%増）となりました。なお、当連結会計年度における為替レート変動に伴う円安影響により、営業収益を621億円、営業利益を23億円押し上げております。

(事業部門別の営業概況)

当連結会計年度より事業部門の区分を変更しており、以下の前年度比較につきましては、前年度の数値を変更後の事業部門の区分に組み替えた数値で比較しております。

① 国内コンビニエンスストア事業

国内コンビニエンスストア事業における営業収益は9,286億4千9百万円（前年度比3.0%増）、営業利益は2,452億4千9百万円（同0.6%増）となりました。

株式会社セブン・イレブン・ジャパンは、平成30年2月末時点で20,260店舗（前年度末比838店舗増）を展開しております。国内の雇用環境におきましては、最低賃金や有効求人倍率の上昇、社会保険適用拡大等を受け厳しさを増しております。このような中、加盟店オーナー様により積極的な店舗経営に専念できる環境を整備するとともに将来の加盟促進に向けた施策として、平成29年9月よりセブン・イレブン・チャージ1%特別減額を実施しております。

店舗におきましては、ドミナント強化を目的とした既存エリアでの新規出店に加え既存店舗の活性化を推進すべく積極的な立地移転を実施し、平成30年1月31日には国内で展開する小売業において初めて20,000店を超えました。また、社会環境の変化に伴うお客様ニーズの変化に対応すべく、現状の売上構成に見合った新しい店内レイアウトの導入や、店舗従業員の接客サービスの質を高めるために業務用食洗機の設置を進め、作業効率の改善を図りました。商品におきましては、おにぎりや麺類等の基本商品の積極的なリニューアルを継続し、更なる品質向上に取り組んだことなどにより販売は好調に推移いたしました。また、セルフ式のドリップコーヒー「SEVEN CAFÉ（セブンカフェ）」の販売数が引き続き伸長している中、新商品であるカフェラテも提供できる新型コーヒーマシンを導入いたしました。これらの結果、既存店売上伸び率は前年度を上回り、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は4兆6,780億8千3百万円（前年度比3.6%増）となりました。

中国におきましては、平成29年12月末時点で北京市に247店舗、天津市に118店舗、成都市に87店舗を運営しております。

② 海外コンビニエンスストア事業

海外コンビニエンスストア事業における営業収益は1兆9,815億3千3百万円（前年度比19.5%増）、営業利益は790億7千8百万円（同17.3%増）となりました。

北米の7-Eleven, Inc.は、平成29年12月末時点で8,670店舗（前年末比37店舗減）を展開しております。店舗におきましては、ドミナント戦略に基づいた出店を推進するとともに、収益性の低い既存店舗や買収店舗の一部を閉店いたしました。商品におきましては、ファスト・フードやプライベートブランド商品「セブンセレクト」の開発および販売に引き続き注力した結果、当連結会計年度におけるドルベースの米国内既存店商品売上伸び率は前年度を上回って推移いたしました。また、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は、商品売上の伸長や、ガソリン価格上昇および販売量の増加に伴うガソリン売上の伸長により、3兆1,344億1千2百万円（前年度比14.6%増）となりました。

なお、平成30年1月23日をもって、米国Sunoco LP社からの一部事業取得を完了いたしました。

③ スーパーストア事業

スーパーストア事業における営業収益は1兆9,011億6千4百万円（前年度比2.5%減）、営業利益は212億6千万円（同5.1%増）となりました。

国内の総合スーパーである株式会社イトーヨーカ堂は、平成30年2月末時点で164店舗（前年度末比7店舗減）を運営しております。事業構造改革の推進におきましては、テナントミックスによる売場構成の見直しや大型ショッピングセンター「Ario（アリオ）」の改装に加え、当連結会計年度では9店舗の閉店を実施いたしました。商品におきましては、個店・地域特性に合わせた品揃えの拡充や、新たに安全・安心の生鮮ブランド「セブンプレミアム フレッシュ」の展開を開始するなど差別化商品の販売を強化いたしました。当連結会計年度における既存店売上伸び率は前年度を下回りましたが、主に衣料品の在庫適正化等による荒利率の改善等により収益性が改善いたしました。

中国における総合スーパーは、平成29年12月末時点で8店舗を展開しております。

国内の食品スーパーにおきましては、平成30年2月末時点で株式会社ヨークベニマルが南東北地方を中心に220店舗（前年度末比7店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏を中心に78店舗を運営しております。

株式会社ヨークベニマルは生鮮品の販売を強化するとともに、子会社の株式会社ライフフーズによる即食・簡便のニーズに対応した惣菜の品揃えを拡充し、安全・安心・味・品質にこだわった商品で差別化を図りました。しかしながら、当連結会計年度における既存店売上伸び率は、前年度を下回りました。

④ 百貨店事業

百貨店事業における営業収益は6,578億8千6百万円（前年度比9.8%減）、営業利益は53億6千9百万円（同87.2%増）となりました。

株式会社そごう・西武は、平成30年2月末時点で15店舗（前年度末比4店舗減）を運営しております。事業構造改革の推進におきましては、首都圏大型店へ経営資源を集中させる戦略の一環として、「そごう千葉店ジュンヌ」を平成29年11月にコト発想の体験型専門店として第2期リニューアルオープンいたしました。

また、平成29年10月1日にそごう神戸店および西武高槻店に関する事業をH2Oリテイリンググループへ譲渡し、平成30年2月28日をもって西武船橋店および西武小田原店を閉店いたしました。当連結会計年度における既存店売上伸び率は、婦人雑貨や食品などの販売が好調に推移したことにより、前年度を上回りました。

なお、株式会社そごう・西武は、平成30年1月12日に公正取引委員会より、西日本旅客鉄道株式会社において使用する制服の受注に関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。株主の皆様には大変ご心配をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。当社グループといたしましては、今回の排除措置命令の内容を真摯に受け止め、法令遵守をより一層徹底し、再発防止に全力を挙げる所存であります。

⑤ 金融関連事業

金融関連事業における営業収益は2,029億4千2百万円（前年度比0.5%増）、営業利益は497億1千3百万円（同0.8%減）となりました。

株式会社セブン銀行における平成30年2月末時点のATM設置台数は、主に株式会社セブン・イレブン・ジャパンの積極的な出店に伴い前年度末比985台増の24,338台まで拡大いたしました。また、当連結会計年度中のATM1日1台当たり平均利用件数は、決済手段の多様化や一部提携金融機関による手数料体系変更等により94.2件（前年度比1.4件減）となりましたが、設置台数の増加に伴い期間総利用件数は前年度を上回りました。

⑥ 専門店事業

専門店事業における営業収益は4,166億1千6百万円（前年度比7.5%減）、営業利益は前連結会計年度と比べ117億1千2百万円増の4億3千5百万円となりました。

平成30年2月末時点でベビー・マタニティ用品を販売する株式会社赤ちゃん本舗は110店舗（前年度末比4店舗増）、生活雑貨専門点を展開する株式会社ロフトは110店舗（同1店舗増）、株式会社セブン&アイ・フードシステムズはレストラン「デニーズ」を377店舗（同9店舗減）運営しております。

また、株式会社ニッセンホールディングスにおきましては、引き続き構造改革の推進に注力いたしました。

⑦ その他の事業

その他の事業における営業収益は235億3千3百万円（前年度比1.3%減）、営業利益は36億7千万円（同8.4%減）となりました。

⑧ 消去および全社

グループ統合ECサイト「omni7(オムニ7)」に係る運用保守費や減価償却費等を、調整額（消去および全社）にて計上しております。当連結会計年度の調整額（消去および全社）における営業損失は、前連結会計年度と比べ4億7千万円増の131億2千万円となりました。

事業部門別営業収益および営業利益

事業部門	営業収益	前年度比	営業利益	前年度比
国内コンビニエンスストア事業	百万円 928,649	3.0%増	百万円 245,249	0.6%増
海外コンビニエンスストア事業	1,981,533	19.5%増	79,078	17.3%増
スーパーストア事業	1,901,164	2.5%減	21,260	5.1%増
百貨店事業	657,886	9.8%減	5,369	87.2%増
金融関連事業	202,942	0.5%増	49,713	0.8%減
専門店事業	416,616	7.5%減	435	－
その他の事業	23,533	1.3%減	3,670	8.4%減
消去および全社	△74,510	－	△13,120	－
合計	6,037,815	3.5%増	391,657	7.4%増

- (注) 1. 株式会社セブン・イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc.における加盟店売上を含めた「グループ売上」は、11兆482億1千5百万円であります。
2. 「消去および全社」は、事業部門間取引消去額と全社の営業収益および営業利益との合計額であります。

(2) 設備投資および資金調達

当連結会計年度の設備投資総額は、3,473億7千4百万円となりました。これらに必要な資金は、金融機関からの借入金および自己資金により充当いたしました。

事業部門	設備投資額 百万円
国内コンビニエンスストア事業	140,333
海外コンビニエンスストア事業	94,285
スーパーストア事業	37,821
百貨店事業	12,992
金融関連事業	38,803
専門店事業	8,882
その他の事業	3,723
全社（共通）	10,532
合計	347,374

(注) 1. 上記金額には差入保証金および建設協力立替金を含めて記載しております。
2. 「全社（共通）」は当社の設備投資額であります。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況の推移

項目	第10期 (平成26年3月1日から 平成27年2月28日まで)	第11期 (平成27年3月1日から 平成28年2月29日まで)	第12期 (平成28年3月1日から 平成29年2月28日まで)	第13期 (平成29年3月1日から 平成30年2月28日まで)
営業収益	6,038,948 百万円	6,045,704 百万円	5,835,689 百万円	6,037,815 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	172,979 百万円	160,930 百万円	96,750 百万円	181,150 百万円
1株当たり当期純利益	195.66 円	182.02 円	109.42 円	204.80 円
総資産	5,234,705 百万円	5,441,691 百万円	5,508,888 百万円	5,494,950 百万円
純資産	2,430,917 百万円	2,505,182 百万円	2,475,806 百万円	2,575,342 百万円
1株当たり純資産額	2,601.23 円	2,683.11 円	2,641.40 円	2,744.08 円

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(4) 企業再編行為等

①株式会社そごう・西武のそごう神戸店および西武高槻店に関する事業の譲渡

当社グループとH2Oリテイリンググループの店舗網や商品・サービス等を有効活用し、関西エリアにお住まいのお客様の利便性・利用満足度の向上を実現し、両グループの企業価値の最大化につなげるため、以下の手法による事業の譲渡を行いました。

- ・そごう神戸店および西武高槻店の百貨店事業ならびにそごう神戸店の資産(一部土地・建物を除く)を、株式会社そごう・西武を分割会社とし、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の完全子会社である株式会社エイチ・ツー・オー アセットマネジメントを承継会社とする吸収分割の手法により平成29年10月1日付で譲渡いたしました。
- ・そごう神戸店の一部土地・建物および西武高槻店の土地・建物を、株式会社そごう・西武を分割会社とし、当社の完全子会社であった株式会社神高管理を承継会社とする吸収分割の手法により平成29年10月1日付で譲渡した後、当社は、株式会社神高管理の発行済株式の全てを株式会社エイチ・ツー・オー アセットマネジメントに、同日付で譲渡いたしました。

②株式会社セブン・イレブン・沖縄の設立

株式会社セブン・イレブン・ジャパンは、日本国内で最後の出店エリアとなる沖縄県に出店することを決定し、現地での円滑な店舗運営をするため、平成29年10月25日付で、100%子会社である株式会社セブン・イレブン・沖縄を設立いたしました。

③7-Eleven, Inc.による米国Sunoco LP社からの一部事業取得

7-Eleven, Inc.は、店舗網の拡充や利便性向上を進めるとともに、収益性の改善を図るために、平成29年4月6日、米国Sunoco LP社との間で、同社からのコンビニエンスストア事業およびガソリン小売事業の一部の取得に関する契約を締結し、当該事業取得(1,030店)に関する手続きを、平成30年1月23日付で完了いたしました。

(5) 重要な子会社の状況（平成30年2月28日現在）

① 重要な子会社の状況

事業部門	会社名	資本金	出資比率
国内コンビニエンスストア事業	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	17,200百万円	100.0%
海外コンビニエンスストア事業	7 - E l e v e n , I n c .	13千米ドル	100.0%
スーパーストア事業	株式会社イトーヨーカ堂	40,000百万円	100.0%
	株式会社ヨークベニマル	9,927百万円	100.0%
百貨店事業	株式会社そごう・西武	20,000百万円	100.0%
金融関連事業	株式会社セブン銀行	30,572百万円	45.8%
専門店事業	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	3,000百万円	100.0%
	株式会社ニッセンホールディングス	11,873百万円	100.0%

(注) 1. 7-Eleven, Inc.、株式会社セブン銀行および株式会社ニッセンホールディングスに対する出資比率は間接所有によるものであります。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	680,212百万円	1,826,118百万円
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8番地8	583,513百万円	

② その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

③ 連結子会社および持分法適用会社

連結子会社は145社、持分法適用会社は24社であります。

(6) 対処すべき課題

① 次期の見通し

次期の見通しにつきましては、国内において雇用・所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復していくことが期待されるものの、個人消費におきましては、依然として先行き不透明な状態が想定されます。また、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があります。

このような環境の中、当社グループにおきましては「信頼と誠実」「変化への対応と基本の徹底」を基本方針に掲げ、平成28年10月に、平成32年2月期における営業利益4,500億円、ROE10%を目標とする中期経営計画を発表いたしました。次期は計画2年目の年として、数値目標達成に向けて着実に実行してまいります。

平成29年5月に、発売開始から10周年を迎えたグループ共通のプライベートブランド商品「セブンプレミアム」につきましては、既存商品の積極的なリニューアルを継続するとともに、生鮮分野への展開など更なる飛躍を目指します。平成31年2月期における「セブンプレミアム」の売上高は1兆4,100億円（当期比6.8%増）を計画しております。

さらに、当社グループが取り組むデジタル戦略につきましては、グループ最大の資産である、日々ご来店いただく2,200万人にもものばるお客様の購買情報を最大限活用したCRM（顧客関係管理）戦略を具現化し、お客様とのコミュニケーション環境の整備に注力してまいります。

国内コンビニエンスストア事業の株式会社セブン・イレブン・ジャパンにおきましては、高齢化や単身世帯の増加、小売店舗数の減少、働く女性の増加といった社会構造の変化を成長機会と捉え、コンビニエンスストアに求められる役割を果たすため、「近くて便利」なお店への更なる進化を目指し、加盟店オーナー様とともに変革への挑戦を継続してまいります。国内の雇用環境は最低賃金の上昇や有効求人倍率の上昇、社会保険加入の適用拡大などを受け厳しさを増しています。このような環境の中、加盟店オーナー様がより積極的な店舗経営に専念できる環境を整備するとともに、将来の加盟促進に向けた施策として、平成29年9月よりセブン・イレブン・チャージの1%特別減額を実施したことに加え、接客サービスの質向上を図った店舗従業員の作業効率改善や、お客様ニーズに合わせた新たな店舗レイアウトの展開にも取り組み、拡大均衡を目指してまいります。出店におきましては、既存店の質の向上を図るべく積極的な立地移転を実施するとともに、新規出店の基準を引き続き厳しく精査いたします。商品では、本年3月に発売以来の大幅リニューアルを行った「SEVEN CAFÉ（セブンカフェ）」をはじめ、引き続きファスト・フード商品の更なる品質向上を図るとともに、お客様の潜在ニーズを捉えた新しい商品や地域のお客様の嗜好に合わせた商品の開発にも注力してまいります。

海外コンビニエンスストア事業の7-Eleven, Inc.におきましては、商品ではプライベートブランド商品「セブンセレクト」や、チームマーチャンダイジングの手法を取り入れたファスト・フード商品の開発および販売に注力し、お客様ニーズへの対応に努めてまいります。出店におきましては、ドミナントエリアにおける新規出店と自営店の改装およびフランチャイズ化

を促進するとともに、不採算店の閉店を推進することにより収益性の向上を図ります。また、平成30年1月23日に取得が完了した米国Sunoco LP社のコンビニエンスストア事業およびガソリン小売事業の収益貢献に加え、更なる店舗網の拡充や顧客利便性向上も見込んでおります。

スーパーストア事業の株式会社イトーヨーカ堂におきましては、平成28年10月に発表した中期経営計画に基づき7店舗の閉店や自営売場面積の縮小、食品強化等の構造改革を着実に実行してまいります。また、株式会社ヨークベニマルにつきましては、子会社である株式会社ライフフーズと連携して生鮮食品とデリカテッセンでの差別化を徹底し、地域のニーズに対応した品揃えの強化を継続するとともに、既存店の活性化とドミナント出店に取り組んでまいります。

百貨店事業の株式会社そごう・西武におきましては、構造改革の一環として最大消費マーケットである首都圏を中心とした基幹店への経営資源集中を推進いたします。中でも、魅力ある商圏を擁するそごう横浜店では売場構成を見直し、「美」や「食」に焦点を当てた店舗の活性化に取り組めます。

専門店事業におきましては、株式会社赤ちゃん本舗、株式会社ロフトおよび株式会社セブン&アイ・フードシステムズなどを中心に、お客様ニーズにお応えするとともに、株式会社ニッセンホールディングスは引き続き収益性の改善に努めてまいります。

② 経営課題

当社は、流通サービスに欠かせないあらゆる分野で培ってきた事業インフラやノウハウを結集するとともに、ダイバーシティの推進を通じて、一層のグループシナジーを発揮して持続的な成長と発展を目指してまいります。また、現場と経営が一体となって創意工夫を積み重ねる風土を根付かせ、社会に新しい価値を常に提案する力強い流通サービスグループを目指し、企業価値最大化に向けてまい進してまいります。

以上の目的達成のため、当社では以下の成長戦略を掲げております。

i. グループがこれまで培ってきたコンテンツに磨きをかけ、持続的成長の源泉とする

- ① 教育の拡充による人材育成
- ② 既存店のリニューアルなどへの投資による売場改革の推進
- ③ 新しい商品・サービスの継続的な提案と品質の追求

ii. リアル店舗以外にも顧客接点を増やし、CRMを強化する

iii. グループのCRM戦略と連動した新決済サービスを開発する

iv. 外部パートナーとも連携し物流の革新を行う

また、グループシナジー効果の追求につきましては、グループ共通のプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の開発をはじめ、各事業会社が業態の違いを超えた新たなマーチャンダイジングに挑戦しております。これらの取り組みを中心にグループ内で情報を共有することでコストの効率化を図るとともに、マーチャンダイジングにおける精度の向上と一層のスケールメリットの活用を図ってまいります。

③ 「働き方改革」に向けた取り組み

当社では、グループ全体で働いている約14万人の従業員が働きがいを持って仕事ができるよう、多様な働き方を支援する取り組みを進めております。長時間労働の抑制や柔軟な働き方を支援する制度の拡大、育児や介護をしながら仕事を継続できるような育児両立支援制度の拡充等、従業員が活躍できる環境づくりを進めるとともに、仕事に対するモチベーションを高めることで更なる生産性の向上につながるような意識改革を推進してまいります。

④ CSRに関する取り組み

当社は、「信頼される、誠実な企業でありたい」という社是の精神を実現するため、CSR統括委員会を中核とし、グループ企業行動指針の周知を通じたコンプライアンスの徹底を図るとともに、CSR活動を推進しております。

特に、当社グループの事業領域の拡大や関係する社会的課題・要請が多様化する中、ステークホルダーとの対話を通して特定した「5つの重点課題」については、グループの強みを活かしながら、社会インフラとしてのお買物支援、店舗における環境負荷の低減、ダイバーシティの推進など、様々な取り組みを進めてまいります。

さらに、CSR統括委員会傘下に「社会価値創造部会」を設け、持続可能な発展に向け、本業を通じて社会と企業の双方に価値を生み出す取り組み(CSV:Creating Shared Value 共通価値の創造)を強化してまいります。

5つの重点課題

- ・高齢化、人口減少時代の社会インフラの提供
- ・商品や店舗を通じた安全・安心の提供
- ・商品、原材料、エネルギーのムダのない利用
- ・社内外の女性、若者、高齢者の活躍支援
- ・お客様、お取引先を巻き込んだエシカルな社会づくりと資源の持続可能性向上

(7) 主要な事業内容（平成30年2月28日現在）

当社グループは、当社を純粋持株会社とする170社（当社を含む）によって形成される、流通業を中心とする企業グループであり、主として国内コンビニエンスストア事業、海外コンビニエンスストア事業、スーパーストア事業、百貨店事業、金融関連事業および専門店事業を行っております。

各種事業内容と主な会社名および会社数は次のとおりであり、当区分は事業部門別情報の区分と一致しております。

事業部門	主な会社名
国内コンビニエンスストア事業 (15社)	株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社セブン・イレブン・沖縄※1 株式会社セブンドリーム・ドットコム、株式会社セブンネットショッピング 株式会社セブン・ミールサービス、SEVEN-ELEVEN HAWAII, INC. セブン・イレブン（中国）投資有限公司、セブン・イレブン北京有限公司 セブン・イレブン成都有限公司、セブン・イレブン天津有限公司 タワーベーカーリー株式会社※2、山東衆邸便利生活有限公司※2
海外コンビニエンスストア事業 (74社)	7-Eleven, Inc.、SEJ Asset Management & Investment Company
スーパーストア事業 (26社)	株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル、株式会社ライフフーズ 株式会社ヨークマート、株式会社シェルガーデン、株式会社丸大、株式会社サンエー 株式会社ヨーク警備、アイワイフーズ株式会社、株式会社セブンファーム イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司、華糖洋華堂商業有限公司 成都伊藤洋華堂有限公司、株式会社天満屋ストア※2、株式会社ダイイチ※2
百貨店事業 (8社)	株式会社そごう・西武、株式会社池袋ショッピングパーク 株式会社ごつお便、株式会社地域冷暖房千葉
金融関連事業 (9社)	株式会社セブン銀行、株式会社セブン・フィナンシャルサービス 株式会社セブン・カードサービス、株式会社セブンCSカードサービス 株式会社バンク・ビジネスファクトリー、株式会社セブン・ペイメントサービス※3 FCTI, Inc.
専門店事業 (24社)	株式会社赤ちゃん本舗、株式会社ロフト、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ 株式会社オッシュマンズ・ジャパン、株式会社バーニーズジャパン 株式会社ニッセンホールディングス、株式会社ニッセン、シャディ株式会社 株式会社Francfranc※2※4、タワーレコード株式会社※2 ニッセン・クレジットサービス株式会社※2※5
その他の事業 (12社)	株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク、株式会社セブン&アイ出版 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント、株式会社八ヶ岳高原ロッジ 株式会社セブン&アイ・ネットメディア、株式会社テルベ 株式会社セブカルチャーネットワーク、アイング株式会社※2、びあ株式会社※2
全社 (1社)	株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター

- (注) ※1. 株式会社セブン・イレブン・沖縄は、平成29年10月25日付で当社の連結子会社として設立されました。
 ※2. タワーベーカーリー株式会社、山東衆邸便利生活有限公司、株式会社天満屋ストア、株式会社ダイイチ、株式会社Francfranc、タワーレコード株式会社、ニッセン・クレジットサービス株式会社、アイング株式会社および、びあ株式会社は関連会社であります。
 ※3. 株式会社セブン・ペイメントサービスは、平成30年1月11日付で当社の連結子会社として設立されました。
 ※4. 株式会社バルスは、平成29年9月1日付で株式会社Francfrancに商号を変更いたしました。
 ※5. ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社は、平成29年6月1日付でニッセン・クレジットサービス株式会社に商号を変更いたしました。

(8) **主要な営業所**（平成30年2月28日現在）

① 当 社

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8

② 重要な子会社

（国内コンビニエンスストア事業）

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・自営店舗 468店舗

（海外コンビニエンスストア事業）

7-Eleven, Inc.

- ・本店 米国テキサス州
- ・自営店舗 1,509店舗

（注）7-Eleven, Inc.の自営店舗数は平成29年12月末現在の店舗数であります。

（スーパーストア事業）

株式会社イトーヨーカ堂

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・自営店舗 164店舗

株式会社ヨークベニマル

- ・本店 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
- ・自営店舗 220店舗

（百貨店事業）

株式会社そごう・西武

- ・本店 東京都千代田区二番町5番地25
- ・自営店舗 15店舗

（金融関連事業）

株式会社セブン銀行

- ・本店 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

（専門店事業）

株式会社セブン&アイ・フードシステムズ

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・本部事務所 東京都千代田区二番町4番地5
- ・自営店舗 749店舗

株式会社ニッセンホールディングス

- ・本店 京都府京都市南区西九条院町26番地

(9) 従業員の状況（平成30年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前年度末比増減
国内コンビニエンスストア事業	10,840名	311名（増）
海外コンビニエンスストア事業	17,877名	2,856名（増）
スーパーストア事業	15,917名	547名（減）
百貨店事業	2,897名	416名（減）
金融関連事業	1,523名	27名（減）
専門店事業	6,310名	116名（減）
その他の事業	599名	29名（増）
全社（共通）	643名	68名（増）
合計	56,606名	2,158名（増）

- （注） 1. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。
2. 上記従業員数のほかにパートタイマー92,808名（月間163時間換算による月平均人数）を雇用しております。
3. 「全社（共通）」は当社の従業員数であります。
4. 海外コンビニエンスストア事業の従業員数の増加は、7-Eleven, Inc.の事業取得によるものであります。百貨店事業の従業員数の減少は、株式会社そごう・西武のそごう神戸店および西武高槻店に関する事業の譲渡に伴うものであります。
5. 当連結会計年度より事業部門の区分を変更しており、前年度末比増減につきましては、前年度の数値を変更後の事業部門の区分に組み替えた数値と比較しております。

② 当社の従業員の状況

	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	472名	50名（増）	45歳 10ヶ月	20年 7ヶ月
女性	171名	18名（増）	39歳 8ヶ月	16年 7ヶ月
合計または平均	643名	68名（増）	44歳 2ヶ月	19年 6ヶ月

- （注） 1. 当社の従業員数は、主として株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂および株式会社デニーズジャパン（平成19年9月1日に株式会社セブン&アイ・フードシステムズに吸収合併）からの転籍者であり、その平均勤続年数は、各社での勤続年数を通算しております。
2. 上記従業員数のほかにパートタイマー22名（1日8時間換算による月平均人数）を雇用しております。
3. 当社の従業員数の増加は、グループ内での組織移管に伴うものであります。

(10) **主要な借入先の状況**（平成30年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	162,166
株式会社三菱東京UFJ銀行	139,269
株式会社みずほ銀行	65,437

(11) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,500,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 886,441,983株
 （注）発行済株式の総数には、自己株式1,874,871株を含んでおります。
 (3) 株主数 91,443名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
伊藤興業株式会社	68,901	7.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	50,422	5.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	42,329	4.8
日本生命保険相互会社	17,672	2.0
G I C P R I V A T E L I M I T E D - C	17,035	1.9
伊藤雅俊	16,799	1.9
三井物産株式会社	16,222	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	15,776	1.8
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	13,952	1.6
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	13,210	1.5

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成30年2月28日現在）

会社における 地位	氏 名	会社における担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	井 阪 隆 一	当社指名・報酬委員会委員 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役 7-Eleven, Inc.取締役
代表取締役副社長	後 藤 克 弘	当社指名・報酬委員会委員 株式会社セブン銀行取締役
取 締 役	伊 藤 順 朗	当社経営推進室長 株式会社イトーヨーカ堂取締役
取 締 役	栗 飯 原 勝 胤	当社事業システム企画部シニアオフィサー兼システム管掌
取 締 役	山 口 公 義	当社社長室長
取 締 役	古 屋 一 樹	株式会社セブン・イレブン・ジャパン代表取締役社長 7-Eleven, Inc.取締役会長
取 締 役	安 齋 隆	株式会社セブン銀行代表取締役会長
取 締 役	大 高 善 興	株式会社ヨークベニマル代表取締役会長 株式会社イトーヨーカ堂取締役
取 締 役	ジョセフ・マイケル・デビント	7-Eleven, Inc.取締役社長 C E O Brinker International, Inc.取締役
取 締 役	スコット・トレバー・デイヴィス	立教大学経営学部国際経営学科教授 株式会社ブリヂストン社外取締役 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	月 尾 嘉 男	株式会社月尾研究機構代表取締役
取 締 役	伊 藤 邦 雄	当社指名・報酬委員会委員長 一橋大学大学院商学研究科特任教授 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役 住友化学株式会社社外取締役 小林製薬株式会社社外取締役 東レ株式会社社外取締役
取 締 役	米 村 敏 朗	当社指名・報酬委員会委員 ユニゾホールディングス株式会社社外取締役

会社における 地位	氏 名	会社における担当および重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	江 口 雅 夫	当社指名・報酬委員会オブザーバー 株式会社イトーヨーカ堂監査役
常 勤 監 査 役	幅 野 則 幸	株式会社ヨークマート監査役 株式会社そごう・西武監査役
監 査 役	鈴 木 洋 子	弁護士 株式会社イトーヨーカ堂監査役
監 査 役	藤 沼 亜 起	当社指名・報酬委員会オブザーバー 公認会計士
監 査 役	ル ディー 和 子 (本名：桐山 和子)	ウィトン・アクトン株式会社代表取締役 トッパン・フォームズ株式会社社外取締役

- (注) 1. 当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において、代表取締役、取締役、監査役および執行役員(以下、「役員等」といいます。)の指名および報酬等について審議することにより、社外役員の知見および助言を活かすとともに、役員等の指名および報酬等の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。「指名・報酬委員会」では、審議対象に、取締役の職務の執行を監査することを職責とする監査役候補者の指名も含まれていること、および、取締役会の諮問機関たる同委員会における適正手続の確保を重視しているため、社外監査役でない監査役1名および社外監査役1名がオブザーバーとして、関与しております。
2. 取締役伊藤順朗氏は、平成29年5月16日をもって株式会社ヨークベニマルの監査役を辞任いたしました。
3. 取締役スコット・トレパー・デイヴィス、月尾嘉男、伊藤邦雄および米村敏朗の各氏は、社外取締役であります。
4. 監査役藤沼亜起氏は、平成29年7月4日をもって住友生命保険相互会社の社外取締役を退任いたしました。
5. 監査役ルディー和子氏は、平成29年3月31日をもって立命館大学大学院経営管理研究科客員教授を退任いたしました。
6. 監査役鈴木洋子、藤沼亜起およびルディー和子の各氏は、社外監査役であります。
7. 常勤監査役江口雅夫および監査役藤沼亜起の両氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役江口雅夫氏は、株式会社セブン・イレブン・ジャパンの会計管理本部において通算10年以上にわたり会計業務に従事しておりました。
 - ・監査役藤沼亜起氏は、公認会計士の資格を有しております。
8. 社外取締役全員と社外監査役全員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
9. 当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

10. 平成30年2月28日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
執 行 役 員 社 長	井 阪 隆 一	執 行 役 員	松 本 忍
執 行 役 員 副 社 長	後 藤 克 弘	執 行 役 員	野 口 久 隆
常 務 執 行 役 員	伊 藤 順 朗	執 行 役 員	永 松 文 彦
執 行 役 員	栗 飯 原 勝 胤	執 行 役 員	清 水 健
執 行 役 員	山 口 公 義	執 行 役 員	木 村 成 樹
常 務 執 行 役 員	三 枝 富 博	執 行 役 員	金 子 裕 司
常 務 執 行 役 員	林 拓 二	執 行 役 員	松 本 稔
執 行 役 員	土 佐 谷 政 孝	執 行 役 員	丸 山 好 道
執 行 役 員	早 田 和 代	執 行 役 員	中 村 英 和
執 行 役 員	佐 藤 誠 一 郎		

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社は、次のとおり、取締役会決議により、取締役および監査役の報酬についての基本方針を定めております。

《役員報酬方針》

1. 役員報酬に関する基本的な考え方

当社の取締役および監査役（以下、本方針において「役員」といいます。）の報酬は、業績や企業価値との連動を重視し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を一層高めるとともに、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。

2. 役員報酬枠

取締役・監査役の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定します。

○取締役：年額10億円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）

（2006年5月25日開催の第1回定時株主総会で決議）

当該報酬枠の範囲内で付与される、取締役に対する株式報酬型ストック・オプション新株予約権の発行価額総額の限度額：年額2億円

（2008年5月22日開催の第3回定時株主総会で決議）

○監査役：年額1億円以内

（2006年5月25日開催の第1回定時株主総会で決議）

3. 指名・報酬委員会

当社は、役員等（本方針において「役員および執行役員」をいいます。）の報酬の決定に関する手続の客観性および透明性を確保すること等を目的として、委員長および半数の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会（以下、本方針において「指名・報酬委員会」といいます。）を設置しております。

4. 取締役の報酬

○取締役報酬体系

取締役の報酬は、月額固定報酬と業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストック・オプション報酬）を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とします。

取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとします。業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみで構成し、業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストック・オプション報酬）は支給しません。

○取締役報酬の決定方法

取締役の報酬額は、指名・報酬委員会の審議を通じ、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価に基づき決定します。

5. 監査役の報酬

○監査役報酬体系

監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性の一層の強化を重視し、月額固定報酬のみとし、業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストック・オプション報酬）は支給しません。

○監査役報酬の決定方法

監査役の報酬は、監査役の協議において決定します。

6. 役員退職慰労金の廃止

当社は役員退職慰労金制度を既に廃止しており、役員に対し退職慰労金は支給しません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役 員 区 分	対 象 と な る 役 員 の 員 数 (名)	報 酬 等 の 総 額 (百万円)	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 (百 万 円)		
			固 定 報 酬	業 績 変 動 報 酬	
				賞 与	株 式 報 酬 型 ス ト ッ ク ・ オ プ シ ョ ン 報 酬
取 締 役 (社外取締役を除く)	11	281	163	58	59
社 外 取 締 役	4	48	48	—	—
監 査 役 (社外監査役を除く)	2	53	53	—	—
社 外 監 査 役	3	35	35	—	—

- (注) 1. 取締役（社外取締役を除く）には、平成29年5月25日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
3. 平成18年5月25日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額10億円以内（ただし、使用人分の給与は含まない）、監査役の報酬額は年額1億円以内と決議いただいております。
4. 株式報酬型ストック・オプション報酬は、取締役（社外取締役を除く）6名に対するものです。

③ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は1百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の独立性の基準等

当社は、社外役員を含め、役員の多様性を重視しており、コーポレートガバナンス向上を担う優秀な社外の人材を確保することを踏まえると、社外役員の独立性基準については「一般株主と利益相反が生じるおそれのない」という本質的な観点から、各役員候補者について判断していく方が良いと考え、下記の基準を採用しております。

下記基準は、社外役員の意見も踏まえ、採用しておりますが、他社等が様々な観点から独立性基準を検討されている状況を注視し、今後も継続して検討してまいります。

1. 社外役員の独立性基準等

(1) 基本的な考え方

独立役員とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員をいうものとします。

当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立性はないと判断します。

(2) 独立性基準

上記の基本的な考え方を踏まえ、金融商品取引所が定める独立性基準を、当社の社外役員の独立性基準とします。

2. 独立役員の属性情報開示に係る軽微基準

(当社の直近事業年度において)

- ・「取引」については「当社直近決算期の単体営業収益の1%未満」
- ・「寄付」については「1千万円未満」

② 重要な兼職先と当社との関係

以下の1社を除き、各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

- ・監査役鈴木洋子氏の兼職先である株式会社イトーヨーカ堂は、当社が同社の全株式を直接保有する子会社であります。

③ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会における出席ならびに発言状況

(社外取締役)

氏 名	取締役会 出席回数	取締役会 出席率
スコット・トレバー・デイヴィス	14回中14回	100.0%
月尾嘉男	14回中14回	100.0%
伊藤邦雄	14回中14回	100.0%
米村敏朗	14回中13回	92.9%

スコット・トレバー・デイヴィス氏は主に経営管理およびCSRの見地から、月尾嘉男氏は主にメディア政策の見地から、伊藤邦雄氏は主に会計学および経営学の見地から、米村敏朗氏は主に危機管理的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(社外監査役)

氏 名	取締役会 出席回数	取締役会 出席率	監査役会 出席回数	監査役会 出席率
鈴木洋子	14回中14回	100.0%	25回中24回	96.0%
藤沼亜起	14回中14回	100.0%	25回中25回	100.0%
ルディー和子	14回中13回	92.9%	25回中24回	96.0%

鈴木洋子氏は主に法的見地から、藤沼亜起氏は主に財務・会計の専門的見地から、ルディー和子氏は主にマーケティング論の見地から、適宜質問し、意見を述べております。

- ・取締役等との意見交換

各社外役員は、代表取締役、取締役および常勤監査役等と、取締役会のほか、定期的および随時に社外役員会議等のミーティングを行っております。当該ミーティングでは、各種経営課題、社会的関心の高い事項等を中心に各回のテーマが設定され、当社およびグループ会社における業務執行や内部統制の状況について、取締役や内部統制部門等から報告が行われ、社外役員の質問に対し説明が行われているほか、会社の経営、コーポレートガバナンス等について、各社外役員より、それぞれの専門知識および幅広く高度な経営に対する経験・見識等に基づき意見が出される等、社外取締役と社外監査役とが連携しつつ、率直かつ活発な意見交換を行っております。

また、各社外役員は、主要な子会社の事業所等を訪問し、事業会社の取締役、監査役等とも意見交換を行っております。

これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を、社外監査役は業務執行および会計の監査を、それぞれ行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	767 百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	781

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬額見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項に定める同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出することを決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

1. 企業理念

当社は、「社是」を次のとおり定めております。社是は、当社グループの経営理念を包括的に象徴する普遍的なものであり、グループ経営の根幹として、最も大切にしております。

「社是」

私たちは、お客様に信頼される、誠実な企業でありたい。

私たちは、取引先、株主、地域社会に信頼される、誠実な企業でありたい。

私たちは、社員に信頼される、誠実な企業でありたい。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスとは、社是に基づき、お客様、お取引先・加盟店、株主・投資家、地域社会そして社員等のステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、末永くご愛顧いただくために、誠実な経営体制を構築・維持し、財務・非財務（ＥＳＧ）両面での中長期的なグループ企業価値を継続的に高めることにより、持続的に成長するための仕組みと考えます。

当社は、持株会社として、コーポレートガバナンスの強化とグループ企業価値の最大化を使命としており、事業会社へのサポートと監督、最適な資源配分等を通じて、この使命の達成に真摯に取り組んでいきます。

3. 取締役会における決議内容

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、次のとおり決議しております。

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、当社ＣＳＲ統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、ヘルプラインの運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。
- ② 当社および当社グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関と

の連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。

- ③ 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。
- ④ 当社および当社グループ各社の監査役は、自社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社および当社グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理します。
- ② 当社および当社グループ各社は、業務情報の管理を統括し、情報管理に関する企画、立案および推進を統括する者として、各社に情報管理統括責任者を置くとともに、当社の情報管理統括責任者が、当社情報管理委員会を中核としてグループ全体の業務情報管理を統括するものとし、重要な情報の網羅的な収集開示部門による適時・正確な情報開示の実効性を高め、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うものとし、また、情報管理の実施状況等については、定期的に取り締役会および監査役に報告を行います。
- ③ 当社および当社グループ各社の取締役および使用人は、当社グループ各社に係る重要な事項が生じたときは、当社の情報管理統括責任者に報告するものとし、また、

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。
- ② リスクの管理状況について、定期的に取り締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。
- ③ 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社および当社グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業

務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。

- ② 当社の取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社および当社グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、当社の取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行います。
- ③ 当社の取締役会は、原則月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。なお、取締役会の具体的な運営については、当社定款および取締役会規則等に依ります。

(5) 当社の財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。
- ② 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行います。
- ③ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、専任の使用人を置くものとします。

(7) 当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は当社の就業規則に従いますが、当該従業員への指揮命令権は各監査役に属するものとし、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議したうえ実施するものとします。

(8) 当社監査役への報告に関する体制

- ① 当社取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制
当社の取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとします。

- ② 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社グループ各社の取締役、監査役および使用人は、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社グループ各社における不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、当社の情報管理統括責任者を通じて、当社監査役に報告するものとします。

また、当社グループ各社の取締役および使用人は、当社グループ各社の業務に関し、法令・社会的規範・社内ルール等に違反する行為および当社グループに対する社会の信頼を失う可能性がある行為を発見したときは、いつでも公益通報の意義をも有するヘルプラインに通報することができ、当社CSR統括委員会は、その運用状況を、定期的に代表取締役社長および監査役に報告するものとします。

- (9) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることがないよう社内規程に定めを置き、適切に運用します。

- (10) **当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について生ずる費用は当社が負担します。

- (11) **その他当社監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社の監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。
- ② 当社の監査役は、当社内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて当社内部監査部門に調査を求めることができますものとします。
- ③ 当社の監査役は、当社グループ各社の監査役と定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。
- ④ 当社の監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は当社が負担するものとします。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) **当社における企業統治の状況**

当社の取締役会は、13名の取締役（うち4名は独立社外取締役/男性13名、女性0名）で構成されており、原則月1回開催しております。当社は、変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行を実行できるよう、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能を分離し、取締役会は「経営戦略の立案」と「業務執行の監督」、執行役員は「業務執行」にそれぞれ専念できる環境を整備しており、執行役員は19名（男性18名、女性1名）で構成されております。なお、当社は、経営陣の選任につ

き、株主の意向をより適時に反映させるため、取締役の任期を1年としております。当社では、取締役会で定めるべき事項を取締役会規則、決裁権限規程等に定めており、会社法および当該社内規則等に定める事項につき、取締役会において決定することとしております。

また、決裁権限規程等において、代表取締役社長が決定する範囲等について明確に定めており、経営における意思決定プロセスおよび責任体制の明確化を図るとともに、合理的な権限の委譲による意思決定の迅速化を図っております。当社取締役会は、当事業年度は14回開催され、当社および当社グループ各社における重点経営目標および予算配分等を定め、当社の取締役および業務執行部門の責任者からの報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性の点検、見直しを含め、経営の重要課題に取り組みました。

監査役会は5名の監査役（うち3名は独立社外監査役）で構成されており、監査役制度を軸に経営をモニタリングしております。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席することに加え、代表取締役との意見交換や、定期的に取締役から業務執行状況を聴取し、監査計画に基づき、当社、事業会社における業務・財産の状況調査を実施しております。また、事業会社の取締役、監査役と情報共有等を図り、取締役の職務の執行を監査するとともに会計監査人と情報交換を行い、会計監査における緊密な連携を図っております。

社外取締役・社外監査役は、取締役会の意思決定および業務執行の妥当性と適正性を確保するための助言や提言を実施しているほか、取締役等とのミーティングで会社の経営やコーポレートガバナンス等について意見交換をすることにより、業務執行を監督・監査しております。

(2) 内部監査部門における取り組み

当社は、内部監査機能の充実、強化を図るため、独立した内部監査部門として、監査室内に「業務監査担当」と「内部統制評価担当」を設置しております。「業務監査担当」は、コンプライアンス体制の整備・運用状況を含め、主要事業会社の内部監査を確認し指導する、または直接監査する統括機能と、持株会社である当社自体を監査する内部監査機能があり、これらの業務にあたっております。「内部統制評価担当」は、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。

(3) 監査役監査、内部監査および会計監査の相互連携等

当社では、全体として監査の質的向上を図るため、監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人が、定期的に三者ミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。同ミーティングでは、監査役（社外監査役を含む）は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、監査室から内部監査の実施状況等について、それぞれ報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、常勤監査役および監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っております。

また、常勤監査役と監査室とは、原則月1回、ミーティングを開催しており、監査室は、業務監査に関する監査結果、内部統制評価の経過状況等について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るための重点検討事項等について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。

なお、常勤監査役は、前述の会計監査報告会の状況、監査室とのミーティングの内容等につき、監査役会等において、社外監査役に報告し課題等の共有化を図るとともに協議を実施し、さらに、当該協議内容を監査室や監査法人にフィードバックすることにより、社外監査役を含む監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。

さらに、監査室は、監査役会において、随時、内部監査の実施状況・結果に関し報告を行っており、監査役（社外監査役を含む）からの質問等に対し説明を行っております。

監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告および資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

(4) 各種委員会における取り組み

当社は、代表取締役のもとに「C S R 統括委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」を設置しております。各委員会は事業会社と連携しながらグループの方針を決定し、その浸透と実行を管理・監督することでコーポレートガバナンスの強化を図っております。なお、グループシナジー委員会は平成29年9月17日をもって廃止しております。

●C S R 統括委員会

当社はグループ全社的なC S R 活動の推進・管理・統括を目的としたC S R 統括委員会を設置し、同委員会傘下にグループ全体の「5つの重点課題」に対する具体的な施策の検討・実行を担うグループ横断的な組織として「企業行動部会」「消費者・公正取引部会」「環境部会」「社会価値創造部会」を設けております。これらの部会を通してコンプライアンスの更なる徹底および事業活動によるステークホルダーに係る社会課題の解決に貢献するとともにE S G（環境、社会、ガバナンス）の視点から、社会と当社グループ双方の持続可能な発展を目指しております。

また、当社はグループ全体の内部統制の一環として当社グループ従業員およびお取引先を対象とした内部通報窓口（ヘルプライン）を社外の第三者機関に設置しており、C S R 統括委員会の担当役員が、取締役会において内部通報の対応状況について、定期的に報告・確認を行っております。

●リスクマネジメント委員会

当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・

運用しております。

リスクマネジメント委員会では、事業の継続を脅かし、持続的成長の妨げになるすべての事象をリスクとして認識し、包括的かつ統合的なリスク管理の強化に努めております。

当事業年度は、更なるリスク管理強化に向け、当社の各リスク項目の所管部門との連携や、事業会社とのリスク関連情報のフィードバック体制を通じて、グループ共通・各社固有のリスク課題の抽出およびリスク低減に向けた活動に努めました。

●情報管理委員会

情報管理委員会では、情報の集約・管理に基づいたコーポレートガバナンスの強化および情報セキュリティの強化に向けた取り組みを統括しております。

当事業年度は、前事業年度に引き続き、情報収集・管理体制の強化に努め、各社の重要情報を適時・適切に収集し、協働して対処する体制を強化するとともに、その情報を一元的に管理し、経営および関連部門へ遺漏・遅滞なく報告する体制の強化に取り組みました。

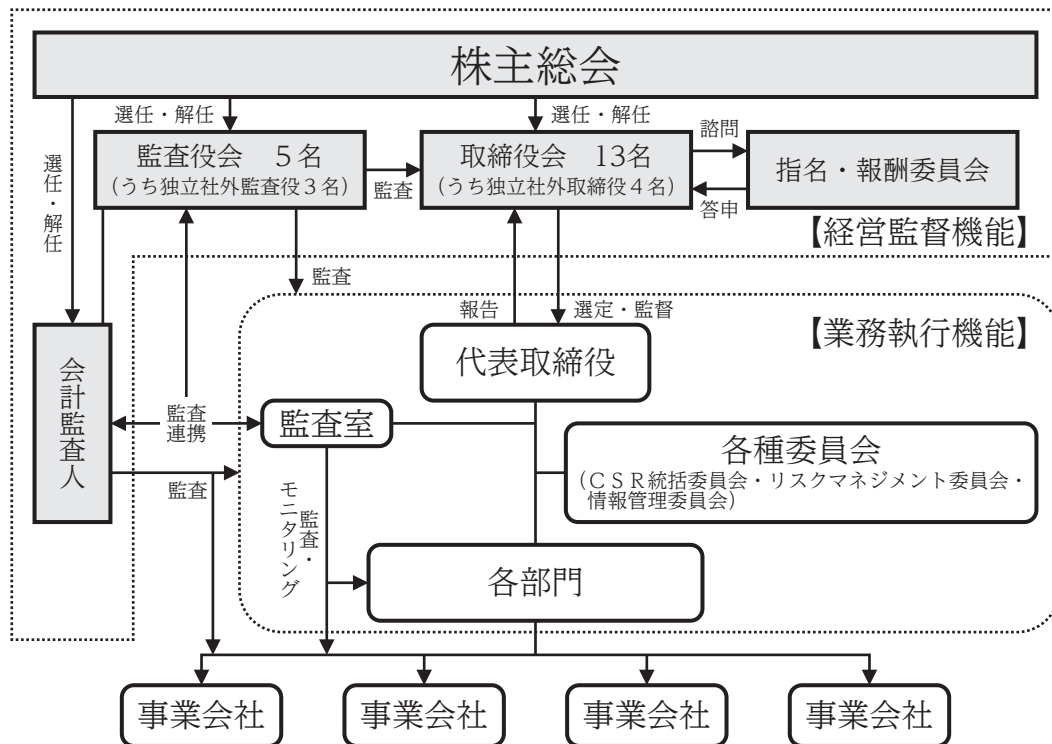
また、個人情報保護に対する社会的関心の高まりやグループ統合ECサイト「omni7」をご利用いただくお客様の安全・安心を確保するために、「omni7」に関するお客様個人情報を取り扱う拠点において、国際規格である情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証（ISO27001）を取得しており、情報セキュリティの強化および必要に応じた認証拠点の拡大に取り組みました。あわせて、グループとして達成すべき情報セキュリティの水準を定めて、グループ各社へISMS認証におけるPDCAサイクルによる手法に準拠した展開をすることで、更なる情報セキュリティの強化に取り組んでおります。

●グループシナジー委員会

グループシナジー委員会では、従前グループ共通のテーマを検討する部会から構成され、各事業会社が培ってきた「商品開発」「プロモーション」等のノウハウを共有し、グループ共通のプライベートブランド「セブンプレミアム」に代表される安全・安心かつ便利で高品質な商品・サービスを生み出してまいりました。グループMD管理部が新設され、開発体制について強化されたこと等を受けて、平成29年9月17日をもってグループシナジー委員会は発展的に解消いたしました。グループ会社間の連携は委員会という組織枠組みがなくとも、常時機動的かつ活発に行われております。

当社のコーポレートガバナンス体制

当社のコーポレートガバナンス体制は以下のとおりです。



- (注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
ただし、特段の記載のない限り、百分率は小数第2位を、また1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は表示単位未満を四捨五入しております。
2. 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。

連結貸借対照表 (平成30年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,340,207	流 動 負 債	1,944,007
現 金 及 び 預 金	1,316,793	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	420,012
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	337,938	短 期 借 入 金	127,255
営 業 貸 付 金	95,482	一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	74,999
商 品 及 び 製 品	173,999	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	82,656
仕 掛 品	27	未 払 法 人 税 等	32,211
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,962	未 払 費 用	117,362
前 払 費 用	52,282	預 り 金	174,382
A T M 仮 払 金	96,826	A T M 仮 受 金	45,165
繰 延 税 金 資 産	27,981	販 売 促 進 引 当 金	19,793
そ の 他	241,356	賞 与 引 当 金	14,662
貸 倒 引 当 金	△5,441	役 員 賞 与 引 当 金	345
固 定 資 産	3,154,734	商 品 券 回 収 損 引 当 金	1,590
有 形 固 定 資 産	1,989,455	返 品 調 整 引 当 金	89
建 物 及 び 構 築 物	872,271	銀 行 業 に お け る 預 金	553,522
工 具 、 器 具 及 び 備 品	327,961	そ の 他	279,957
車 両 運 搬 具	5,463	固 定 負 債	975,600
土 地	725,180	社 債	305,000
リ ー ス 資 産	4,899	長 期 借 入 金	393,149
建 設 仮 勘 定	53,677	繰 延 税 金 負 債	35,416
無 形 固 定 資 産	461,966	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	988
の れ ん	251,233	株 式 給 付 引 当 金	95
ソ フ ト ウ ェ ア	61,115	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,185
そ の 他	149,617	長 期 預 り 金	54,806
投 資 そ の 他 の 資 産	703,313	資 産 除 去 債 務	79,412
投 資 有 価 証 券	175,856	そ の 他	97,546
長 期 貸 付 金	14,794	負 債 合 計	2,919,607
長 期 差 入 保 証 金	383,276	(純 資 産 の 部)	
建 設 協 力 立 替 金	573	株 主 資 本	2,348,841
退 職 給 付 に 係 る 資 産	45,620	資 本 金	50,000
繰 延 税 金 資 産	28,375	資 本 剰 余 金	409,128
そ の 他	58,310	利 益 剰 余 金	1,894,444
貸 倒 引 当 金	△3,493	自 己 株 式	△4,731
繰 延 資 産	7	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	78,423
開 業 費	7	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	27,897
資 産 合 計	5,494,950	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△92
		為 替 換 算 調 整 勘 定	46,638
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	3,979
		新 株 予 約 権	2,623
		非 支 配 株 主 持 分	145,454
		純 資 産 合 計	2,575,342
		負 債 純 資 産 合 計	5,494,950

連結損益計算書 (平成29年 3 月 1 日から 平成30年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営業収入	益		6,037,815
売上高			4,807,748
売上原価			3,773,220
売上総利益	益		1,034,527
営業収入	入		1,230,067
営業総利益	益		2,264,594
販売費及び一般管理費			1,872,936
営業利益	益		391,657
営業外収入	益		
受取利息及び配当金		6,994	
持分法による投資利益		1,496	
その他	他	3,523	12,014
営業外費用			
支払利息		6,475	
社債利息		2,351	
その他	他	4,098	12,925
経常利益	益		390,746
特別利益	益		
固定資産売却益		8,375	
事業構造改革に伴う固定資産売却益		2,663	
その他	他	2,309	13,347
特別損失			
固定資産廃棄損失		20,635	
減損損失		57,070	
事業構造改革費用		42,680	
その他	他	7,388	127,774
税金等調整前当期純利益			276,320
法人税、住民税及び事業税		94,421	
法人税等調整額		△14,997	79,423
当期純利益	益		196,896
非支配株主に帰属する当期純利益			15,746
親会社株主に帰属する当期純利益			181,150

貸借対照表 (平成30年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	63,963	流 動 負 債	117,686
現 金 及 び 預 金	390	一年内償還予定の社債	59,999
前 払 費 用	414	関係会社短期借入金	21,007
繰 延 税 金 資 産	134	リ ー ス 債 務	3,108
未 収 入 金	56,365	未 払 金	23,552
関係会社預け金	5,378	未 払 費 用	724
そ の 他	1,280	未 払 法 人 税 等	8,052
固 定 資 産	1,762,155	前 受 金	221
有 形 固 定 資 産	5,571	賞 与 引 当 金	338
建 物 及 び 構 築 物	2,632	役 員 賞 与 引 当 金	49
器 具 備 品 及 び 運 搬 具	128	そ の 他	633
土 地	2,712	固 定 負 債	240,446
リ ー ス 資 産	97	社 債	210,000
無 形 固 定 資 産	8,378	関係会社長期借入金	14
ソ フ ト ウ ェ ア	312	リ ー ス 債 務	3,104
ソフトウェア仮勘定	2,752	長 期 預 り 金	2,120
リ ー ス 資 産	5,311	債 務 保 証 損 失 引 当 金	24,861
そ の 他	1	そ の 他	345
投資その他の資産	1,748,205	負 債 合 計	358,133
投 資 有 価 証 券	39,296	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	1,631,868	株 主 資 本	1,451,885
繰 延 税 金 資 産	1,456	資 本 金	50,000
前 払 年 金 費 用	821	資 本 剰 余 金	1,246,463
長期差入保証金	3,387	資 本 準 備 金	875,496
関係会社長期預け金	70,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	370,967
そ の 他	1,374	利 益 剰 余 金	160,105
		そ の 他 利 益 剰 余 金	160,105
		繰 越 利 益 剰 余 金	160,105
		自 己 株 式	△4,684
		評価・換算差額等	14,010
		その他有価証券評価差額金	14,010
		新 株 予 約 権	2,090
		純 資 産 合 計	1,467,985
資 産 合 計	1,826,118	負 債 純 資 産 合 計	1,826,118

損益計算書（平成29年 3 月 1 日から 平成30年 2 月28日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金 収 入	106,262	
経 営 管 理 料 収 入	4,827	
業 務 受 託 料 収 入	3,464	
そ の 他	111	114,665
一 般 管 理 費		24,823
営 業 利 益		89,842
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,210	
受 取 配 当 金	587	
そ の 他	248	2,046
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	113	
社 債 利 息	2,351	
そ の 他	8	2,473
経 常 利 益		89,414
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	900	
事 業 分 離 に 係 る 交 換 利 益	1,509	2,410
特 別 損 失		
減 損 損 失	23,582	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	6,928	
そ の 他	206	30,716
税 引 前 当 期 純 利 益		61,107
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△3,497	
法 人 税 等 調 整 額	△5,424	△8,922
当 期 純 利 益		70,029

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月11日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 井 沢 治 ⑨
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 田 中 賢 二 ⑨
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 野 口 昌 邦 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社である7-Eleven, Inc.が、平成30年1月23日付で、米国Sunoco LP社からコンビニエンスストア事業及びガソリン小売事業の一部取得手続きを完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月11日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 井 沢 治 ⑨
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 賢 二 ⑨
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 口 昌 邦 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当社およびグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画を定め、内部統制システムの構築、法令遵守・リスク管理の推進体制を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役等との定期会合に出席し、取締役、執行役員、従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の共有を図るとともに、監査計画に基づき子会社の本社、店舗、物流センター等を訪問して事業を調査し、報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役、執行役員、従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、事業報告に記載の子会社株式会社そごう・西武が公正取引委員会より独占禁止法に違反するとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けた件につきましては、その後、再発防止策が講じられてきたことを確認しております。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、上記以外については指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年4月13日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	江	口	雅	夫	Ⓢ
常勤監査役	幅	野	則	幸	Ⓢ
社外監査役	鈴	木	洋	子	Ⓢ
社外監査役	藤	沼	亜	起	Ⓢ
社外監査役	ル	ディ	ー	和	子

以 上

議決権行使方法についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 平成30年5月24日（木曜日）午前10時

場 所 東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年5月23日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年5月23日（水曜日）午後5時30分まで

- ① 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

電磁的方法による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ② インターネットによる議決権行使は、平成30年5月23日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等ございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。）
 - ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
 - ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標または登録商標です。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区二番町 8 番地 8 当社本店 会議室

電話 03-6238-3000



主要交通機関

・ J R 中央線・総武線	四ツ谷駅 (麹町口) から	徒歩	約 4 分
・ 東京メトロ丸ノ内線	四ツ谷駅 (出口 1 麹町方面) から	徒歩	約 5 分
・ 東京メトロ南北線	四ツ谷駅 (出口 3 四ツ谷口) から	徒歩	約 5 分
・ 東京メトロ有楽町線	麹町駅 (出口 5) から	徒歩	約 4 分

※ 当会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください
ますよう、お願い申し上げます。

※ 本会場が満席となった場合は、別会場をご案内させていただきますので、ご了承
くださいますよう、お願い申し上げます。